

お客さま各位

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素は、愛媛信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止するため、**2023年1月4日**以降に開設される普通預金口座、貯蓄預金口座、および納税準備預金口座について、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくこととなりました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、「未利用口座」の残高が手数料金額に満たない場合には、口座残高の全額を手数料の一部に充当のうえ、同口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」のお扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない口座を対象とするものであり、恒常的に入出金および口座振替等のお取引をされている口座は対象となることはございません。

今後とも、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくご厚意申し上げます。

記

対象となる預金	・普通預金(決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含みます。)、貯蓄預金、納税準備預金
対象となる口座 (未利用口座)	・2023年1月4日以降に開設される対象預金について、最後のお預入れまたは払出し(当該口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがなく、口座残高が10,000円未満の口座。 ※個人(個人事業主含む)、法人、団体預金とも対象となります。 ※紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	・残高が10,000円以上ある口座 ・当金庫で他の金融資産取引(定期性預金、国債、投資信託、外貨預金、保険等)がある場合 ・当金庫で融資取引(カードローン契約を含みます。)がある場合 ・口座振替契約のある口座(但し2年間以上口座振替がない場合は対象口座とします。) ・後見制度支援預金口座 ・相続預金口座 ・年齢が18歳未満の口座
未利用口座管理 手数料のご案内	・未利用口座の対象となった場合、事前にお届けの住所に文書にてご案内させていただきます。 ※ご案内が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・ご案内郵送後、一定期間(約3か月)ご利用がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引落しいたします。
未利用口座の解約	・未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、口座残高の全額を手数料の一部に充当のうえ、同口座を解約させていただきます。
未利用口座管理手数料	・年間1,320円(税込)
その他注意事項	・ご負担いただいた手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。

※ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上